

資料2 第2次始良市障がい者計画 施策評価結果

・評価基準

A：一定程度推進できた B：どちらかといえば推進できた C：どちらかといえば推進できなかった
 D：推進できなかった E：評価不能

※「施策に係る評価」は、「具体的施策に係る評価」の（E：評価不能を除いた）平均により、「体系に係る評価」は、「施策に係る評価」の（E：評価不能を除いた）平均により、算出したものである。

体系		評価	施策	評価
I	自立した生活の支援・意思決定支援の推進 (No.1～33)	B	1 意思決定支援の推進	B
			2 相談支援体制の構築	B
			3 地域移行支援、在宅サービス等の充実	C
			4 障がいのある子どもに対する支援の充実	B
			5 障害福祉サービスの質の向上等	A
			6 福祉用具の利用支援	B
			7 障害福祉を支える人材の確保	A
II	保健・医療の推進 (No.34～51)	B	1 精神保健・医療の適切な提供等	A
			2 保健・医療の充実等	C
			3 難病に関する保健・医療の推進	B
			4 障害の原因となる疾病等の予防・治療	B
III	教育の振興 (No.52～64)	A	1 インクルーシブ教育システムの構築	B
			2 教育環境の整備	A
			3 生涯を通じた多様な学習活動の充実	A
IV	文化芸術活動・スポーツ等の振興 (No.65～72)	B	1 文化芸術活動、余暇・レクリエーション活動の充実に向けた環境整備	B
			2 スポーツに親しめる環境の整備、パラリンピック等競技スポーツに係る取組の推進	B

体系		評価	施策	評価
V	雇用・就業、経済的自立の支援 (No. 73～87)	C	1 総合的な就労支援	D
			2 経済的自立の支援	A
			3 障害者雇用の促進	D
			4 障害特性に応じた就労支援及び多様な就業機会の確保	B
			5 福祉的就労の底上げ	C
VI	安全・安心な生活環境の整備 (No. 88～105)	B	1 住宅の確保	B
			2 移動しやすい環境の整備等	B
			3 アクセシビリティに配慮した施設、製品等の普及促進	B
			4 障がい者に配慮したまちづくりの総合的な推進	A
VII	情報アクセシビリティの向上及び意思疎通 支援の充実 (No. 106～116)	B	1 情報通信におけるアクセシビリティの向上	C
			2 情報提供の充実等	A
			3 意思疎通支援の充実	B
			4 行政情報のアクセシビリティの向上	B
VIII	差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防 止 (No. 117～126)	B	1 権利擁護の推進、虐待の防止	B
			2 障害を理由とする差別の解消の推進	C
IX	防災、防犯等の推進 (No. 127～143)	B	1 防災対策の推進	B
			2 復興の推進	C
			3 防犯対策の推進	B
			4 消費者トラブルの防止及び被害からの救済	B
X	行政等における配慮の充実 (No. 144～147)	B	1 行政機関等における配慮及び障害者理解の促進等	C
			2 選挙等における配慮等	A

・第2次始良市障がい者計画 個別施策評価一覧表

・評価基準

A：一定程度推進できた B：どちらかといえば推進できた C：どちらかといえば推進できなかった
 D：推進できなかった E：評価不能

No.	体系		施策	具体的施策		評価
1	I	自立した生活の支援・意思決定支援の推進	1 意思決定支援の推進	①	自ら意思を決定することが困難な障がい者が障害福祉サービスを適切に利用することができるよう、本人の自己決定を尊重する観点から、意思決定支援ガイドラインの普及を図ること等により、意思決定の支援に配慮しつつ、必要な支援等が行われることを推進します。また、成年後見制度の適切な利用の促進に向けた取組を進めます。	B
2				②	知的障害又は精神障害（発達障害を含む。）により判断能力が不十分な状態にある障がい者に対する成年後見制度の利用を促進するため、必要な経費について助成を行うとともに、制度の普及を図るための研修を行います。	B
3			2 相談支援体制の構築	①	障がい者が自らの決定に基づき、身近な地域で相談支援を受けることのできる体制を構築するため、様々な障害種別に対応し、総合的な相談支援を提供する体制整備を図ります。	B
4				②	障がい者個々の心身の状況、サービス利用の意向、家族の状況等を踏まえたサービス等利用計画案の作成等、当事者の支援の必要性に応じた適切な支給決定に努めます。	B
5				③	地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターの設置に努めるとともに、関係機関の連携の緊密化とあわせて地域の実情に応じた体制整備について協議会の設置やその運営の活性化を図り、協議を行うことで障がい者等への支援体制の整備を目指します。	A
6				④	県発達障害者支援センター等と連携し、発達障がい児・者やその家族に対する相談支援やペアレントメンターの養成等を行うとともに、地域の医療、保健、福祉、教育、雇用等の関係者による協議会で地域の課題等を協議し、地域生活支援体制の充実を図ります。	B

No.	体系		施策	具体的施策	評価
7	I	自立した生活の支援・意思決定支援の推進	2 相談支援体制の構築	⑤ 高次脳機能障がい児・者（失語症等の関連症状を併発した場合を含む。）への支援について、ライフステージに応じた専門的な相談支援や県及び市が障がい者等への支援体制の整備を図るために設置する地域自立支援協議会をはじめとした関係機関との連携・調整等を行うとともに、高次脳機能障害に関する情報発信の充実を図ります。	C
8				⑥ 難病患者の療養上、日常生活上での悩みや不安等の解消を図るとともに、難病患者の様々なニーズに対応したきめ細かな相談や支援を通じて地域における難病患者支援対策を推進するため、県難病相談支援センター、医療機関等との連携により、地域で生活する難病患者の日常生活における相談・支援を行います。	B
9				⑦ 「障害者虐待防止法」に関する積極的な広報・啓発活動を行うとともに、同法の適切な運用を通じ、障害者虐待の防止及び養護者に対する相談等の支援に取り組みます。	B
10				⑧ 各種ガイドラインの策定及び普及、障害者相談員や相談支援に従事する職員に対する研修の実施等により、相談業務の質の向上を図るとともに、児童相談所、更生相談所、保健所等の関係機関間のネットワークの形成及びその活用を推進し、障がい者が身近な地域で専門的相談を行うことができる体制の整備を目指します。	A
11				⑨ 家族と暮らす障がい者について情報提供や相談支援等によりその家庭や家族を支援するとともに、ピアカウンセリング等の障がい者同士が行う援助として有効かつ重要な手段である当事者による相談活動の更なる拡充を図ります。	B
12			3 地域移行支援、在宅サービス等の充実	① 障がい者が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、個々のニーズ及び実態に応じて、在宅の障がい者に対する日常生活又は社会生活を営む上での、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護及び短期入所並びに日中活動の場の確保等により、在宅サービスの量的・質的充実を図ります。	B
13				② 常時介護を必要とする障がい者が、自らが選択する地域で生活できるよう、日中及び夜間における医療的ケアを含む支援の充実を図るとともに、体調の変化等に応じて一時的に利用することができる社会資源の整備を進めます。	C

No.	体系		施策	具体的施策		評価
14	I	自立した生活の支援・意思決定支援の推進	3	地域移行支援、在宅サービス等の充実	③ 自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練（機能訓練及び生活訓練）を提供します。	D
15					④ 外出のための移動支援、創作的活動や生産活動の機会を提供するとともに地域活動支援センターの機能の充実を図ります。	B
16					⑤ 地域生活の支援を進めるために、地域生活支援拠点等の整備を図り、障害の重度化・高齢化にも対応できるよう、居住支援、サービスの提供体制の確保及び専門的ケアの支援を行う機能を強化します。	B
17					⑥ 障害者支援施設においては、入所者の地域生活移行支援や地域で生活する障がい者の支援を推進し、また、障がい者の地域における居住の場の一つとして、グループホームの整備を促進するとともに、重度障がい者にも対応した体制の充実を図ります。	D
18					⑦ 障がい者の一人暮らしを支える新たなサービスである自立生活援助を導入することにより、障がい者の地域生活への移行を目指します。	D
19					⑧ 精神障がい者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築を進めます。	B
20			4	障がいのある子どもに対する支援の充実	① 障がい児やその家族を含め、全ての子どもや子育て家庭を対象として、身近な地域において、子ども・子育て支援法に基づく給付その他の支援を可能な限り講じるとともに、障がい児が円滑に同法に基づく教育・保育等を利用できるようにするために「優先利用」の対象となっていることを周知するなど必要な支援を行います。	C
21					② 障がい児を受け入れる保育所のバリアフリー化の促進、障がい児保育を担当する職員の確保や専門性向上を図るための研修の実施等により、障がい児の保育所での受入れを進めます。	C
22					③ 障がい児の発達を支援する観点から、障がい児及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業後まで一貫した効果的な支援を地域の身近な場所で提供する体制の構築を図り、療育方法等に関する情報提供やカウンセリング等の支援を行います。	B

No.	体系		施策	具体的施策	評価		
23	I	自立した生活の支援・意思決定支援の推進	4	障がいのある子どもに対する支援の充実	④	障がい児に対して指導訓練等の支援を行う児童発達支援等を提供するとともに、居宅介護、短期入所、一時的に預かって見守る日中一時支援等を提供し、障がい児が身近な地域に必要な支援を受けられる体制の充実を図ります。また、発達段階に応じて、保育所等訪問支援及び放課後等デイサービス等の適切な支援を提供するほか、医療的ケアが必要な障がい児については、地域において包括的な支援が受けられるように、保健・医療・福祉等の関係機関の連携促進に努めます。	B
24					⑤	障がい児の支援に係る情報提供や相談支援等により、その家庭や家族を支援するとともに、在宅で生活する重症心身障がい児に対する、短期入所や居宅介護、児童発達支援等、在宅支援の充実を図ります。	B
25					⑥	児童発達支援センターについて、障害の重度化・重複化や多様化を踏まえ、その専門的機能の強化を図るとともに、これらの機関を地域における中核的支援施設と位置付け、地域や障がい児の多様なニーズに対応する療育機関として役割を担うための体制整備を図ります。	B
26			5	障害福祉サービスの質の向上等	①	障害福祉サービス等情報公表制度の活用により、障害福祉サービス等を利用する障がい者等が個々のニーズに応じて良質なサービスを選択できるようにするとともに、事業者によるサービスの質の向上を図ります。	E
27					②	始良市障がい福祉計画の策定及び管理に当たっては、国の基本指針を参考に、本市の実情を踏まえながら、障害福祉サービス等を提供するための体制について検討し、計画的に取り組みます。	A
28					③	長時間サービスを必要とする重度訪問介護利用者等に対して、国及び県との連携のもと適切な支給決定を行います。	B
29			6	福祉用具の利用支援	①	補装具の購入費又は修理費の給付や日常生活用具の給付等を行うとともに、福祉用具に関する情報提供などにより、その普及を進めます。	B
30					②	相談機関のネットワーク体制の構築により、福祉用具に関する情報の提供や相談支援の推進を図ります。	C
31					③	身体障害者補助犬（盲導犬、介助犬、聴導犬）を使用する障がい者が施設等を円滑に利用できるようにするための広報・啓発に努めます。	B

No.	体系		施策	具体的施策		評価
32	I	自立した生活の支援・意思決定支援の推進	7 障害福祉を支える人材の確保	①	社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士等の福祉専門職について、その有効な活用を図りつつ、確保に努めます。	A
33				②	「介護の日」などの行事の際に事業所の紹介ができるブースを設定するなど、サービス提供事業所における人材確保の協力を努めます。	A
34	II	保健・医療の推進	1 精神保健・医療の適切な提供等	①	精神障がい者への医療の提供・支援を可能な限り地域において行うとともに、入院中の精神障がい者の早期退院（入院期間の短縮）及び地域移行を促進するため、各種サービスの充実や相談支援の提供体制の整備を図ります。	A
35				②	学校、職場及び地域における心の健康に関する相談等の機会の充実により、市民の心の健康づくり対策を推進するとともに、精神疾患の早期発見の機会の確保・充実を図ります。	C
36				③	精神障がい者及び家族のニーズに対応した多様な相談体制の構築を図ります。	A
37				④	精神疾患について、患者・家族による医療機関の選択に資するよう、精神医療に関する情報提供を進めます。	A
38				⑤	精神障がい者の地域への円滑な移行・定着を進められるよう、精神障がい者の退院後の支援を行います。	A
39			2 保健・医療の充実等	①	高齢化等による障害の重度化・重複化の予防及びその対応に留意し、障がい者が身近な地域で必要な医療やリハビリテーションを受けられるよう、地域医療体制等の充実を図ります。	E
40				②	自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な医療について、医療費の助成等を行います。	B
41				③	早期退院、社会復帰に向けて、各障害に対応した医療相談及び心理支援を行います。また、障がい者の健康増進についてもサービスの提供、情報提供を行います。	B

No.	体系		施策	具体的施策		評価
42	Ⅱ	保健・医療の推進	2 保健・医療の充実等	④	障がい者の健康の保持・増進を図るため、福祉サービスと連携した保健サービスの提供体制の充実を図ります。	E
43				⑤	定期的な歯科検診や歯科医療を受けることが困難な障がい者に対する歯科疾患予防等による口腔の健康の保持・増進を図る取組を進めます。	D
44			3 難病に関する保健・医療の推進	①	難病患者に対し、総合的な相談・支援や地域における受入病院の確保を図るとともに、在宅療養上の適切な支援を行うことで、安定した療養生活を確保し、難病患者及びその家族の生活の質の向上を図ります。	B
45				②	難病患者の医療費の負担軽減を図るため、医療費助成を行います。	B
46				③	難病患者の様々なニーズに対応したきめ細かな相談や支援を通じて地域で生活する難病患者の日常生活における相談・支援や地域交流活動の促進を行います。	B
47				④	幼少期からの慢性疾病罹患等のため、学校生活での教育や社会性の涵養に遅れが見られる場合は、該当児童生徒の実情に応じた相談支援等の充実を図ります。	B
48				⑤	難病患者等に対する障害福祉サービス等の提供に当たっては、難病等の特性（病状の変化や進行、福祉ニーズ等）に配慮した円滑な事務が実施されるよう、理解と協力の促進を図ります。	C
49			4 障害の原因となる疾病等の予防・治療	①	妊婦健康診査、乳幼児に対する健康診査及び児童に対する健康診断、保健指導の適切な実施、周産期医療・小児医療体制の充実等を図るとともに、これらの機会の活用により、疾病等の早期発見、早期治療、早期療養を図ります。また、障害の早期発見と早期療育を図るため、療育に知見と経験を有する医療・福祉の専門職の確保を図ります。	B
50				②	糖尿病等の生活習慣病の発症と重症化を予防するため、栄養・食生活、身体活動・運動、休養及び飲酒、喫煙並びに歯・口腔の健康に関する生活習慣の改善による健康の増進、医療連携体制の推進、健康診査・保健指導の実施等に取り組みます。	B

No.	体系		施策	具体的施策		評価
51	Ⅱ	保健・医療の推進	4	障害の原因となる疾病等の予防・治療	③ 疾患、外傷等に対して適切な治療を行うため、専門医療機関、身近な地域における医療機関及び在宅における医療の提供体制の充実、保健所、精神保健福祉センター、児童相談所、市等による保健サービス等の提供体制の充実及びこれらの連携を促進します。	E
52	Ⅲ	教育の振興	1	インクルーシブ教育システムの構築	① 障害の有無にかかわらず、可能な限り共に教育を受けられるような条件整備に努め、自立と社会参加を見据えて、個々の児童生徒の教育的ニーズに応じた教育が提供されるよう、小・中学校における通常の学級、通級指導、特別支援学級といった多様な学びの場の整備や特別支援学校との連携を推進します。	B
53					② 小・中学校における通級指導担当教員の定数が基礎定数化されたことや、通級指導がより一層普及するよう努めるとともに、高等学校においても通級による指導が行えるようになったことを踏まえ、通級による指導がより一層普及するよう努めます。	B
54					③ 障がいのある児童生徒の就学先決定に当たっては、本人・保護者に対する十分な情報提供の下、本人・保護者の意見を最大限尊重しつつ、本人・保護者と教育委員会、学校等が、教育的ニーズと必要な支援について合意形成を行うことを原則とし、発達の程度や適応の状況等に応じて、柔軟に「学びの場」を変更できることについて、関係者への周知を行います。また医療、保健、福祉等との連携の下、乳幼児期を含め早期からの教育相談・就学相談を実施します。	A
55					④ 障がいのある児童生徒に対する合理的配慮については、児童生徒一人一人の障害の状態や教育的ニーズ等に応じて設置者・学校と本人・保護者間で可能な限り合意形成を図った上で決定し、提供されることが望ましいことを引き続き周知していきます。	B
56					⑤ 校長のリーダーシップの下、特別支援教育コーディネーターを中心とした校内支援体制を構築し、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門家及び特別支援教育支援員の活用を図ることで、学校が組織として、障がいのある児童生徒の多様なニーズに応じた支援を提供できるよう努めます。	B
57					⑥ 発達障害などを早期に発見し、適切な支援につなげるため、医療、保健、福祉等との連携の下、就学時健診の結果等を踏まえ、早期からの教育相談・支援体制の充実を図ります。	B

No.	体系		施策	具体的施策		評価
58	Ⅲ	教育の振興	1 インクルーシブ教育システムの構築	⑦	障がい児が就学前から卒業後まで切れ目ない指導・支援を受けられるよう、子どもの成長記録や指導内容等に関する情報についてその取扱いに留意しながら「始すくファイル（始良すくすくファイル）」を活用し、必要に応じて関係機関間で共有・活用するとともに、保護者の参画を得つつ、医療、保健、福祉、労働等の各関係機関との連携の下、個別の教育支援計画の策定・活用を促進します。	B
59				⑧	福祉、労働等の関係機関との連携の下、障がいのある児童生徒のキャリア教育や就労支援の充実を図ります。	C
60			2 教育環境の整備	①	特別支援学級を指導する教員に対して免許状保有率の向上などを含め、特別支援教育に関する教職員の専門性の向上に努めさせるとともに、全ての教員を対象とした特別支援教育に対する理解を深める取組を推進します。	A
61				②	特別支援学校との連携を図り、通常の学校における特別支援教育の体制整備の促進に努めます。	A
62				③	情報通信技術（ICT）の発展等も踏まえつつ、障がいのある児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた教材や支援機器の活用を促進します。	B
63				④	学校施設のバリアフリー化や特別支援学校の教室不足解消に向けた取組等を推進します。	A
64			3 生涯を通じた多様な学習活動の充実	①	障がい者の生きがいづくりや社会参加に向け、障がい者が生涯にわたり教育やスポーツ、文化などの様々な機会に親しむことができるよう、多様な学習活動を行う機会を提供し充実させます。	A

No.	体系		施策	具体的施策	評価
65	IV	文化芸術活動・スポーツ等の振興	1 文化芸術活動、余暇・レクリエーション活動の充実に向けた環境整備	① 特別支援学校において、文化芸術活動団体による実演芸術の公演や芸術家を派遣し、特別支援学校の子供たちに対し、質の高い文化芸術の鑑賞・体験等の機会を提供するとともに、小・中学校等に障がいのある芸術家等を派遣し、文化芸術活動の機会の充実を図ります。	B
66				② 障がい者が地域において文化芸術活動に親しむことができる施設・設備の整備等を進めるとともに、障がい者のニーズに応じた文化芸術活動に関する人材の養成、相談体制の整備、関係者のネットワークづくり等の取組を行い、障がいの有無にかかわらず文化芸術活動を行うことのできる環境づくりに取り組めます。特に、文化芸術活動に対する支援や、芸術作品の展示等の推進を図ります。	B
67				③ 市における文化芸術活動の公演、展示等において、字幕や音声案内サービスの提供等、障がい者のニーズに応じた工夫・配慮が提供されるよう努めます。	C
68				④ 全ての障がい者が芸術及び文化活動への参加を通じて生活を豊かにするとともに、市民の障害への理解と認識を深め、障がい者の自立と社会参加の促進に寄与するため、芸術・文化祭を開催し、文化芸術活動の普及を図ります。また、民間の障害福祉関係団体が行う文化芸術活動等に関する取組を支援します。	D
69				⑤ 障害福祉関係団体が自主的に主催する各種レクリエーション教室や大会・運動会などが、障がい者等の体力増進、交流、余暇等に資する活動となるようにするために、必要な支援を行います。	A

No.	体系		施策	具体的施策		評価
70		文化芸術活動・スポーツ等の振興	2	スポーツに親しめる環境の整備、パラリンピック等競技スポーツに係る取組の推進	① 障がい者が地域においてスポーツに親しむことができる施設・設備の整備等を進めるとともに、ニーズに応じたスポーツに関する人材の養成等の取組を行い、障害の有無にかかわらずスポーツを行うことのできる環境づくりに取り組みます。	B
71					② 障害者スポーツの普及を図るとともに、民間団体等が行うスポーツ等に関する取組を支援します。	A
72					③ 2020年に全国の特別支援学校でスポーツ・文化・教育の全国的な祭典が開催されることから、地域の共生社会の拠点づくりを推進します。 また、同年10月に本県で開催される第20回全国障害者スポーツ大会「燃ゆる感動かごしま大会」に向けた機運の醸成に努めます。	B
73	V	雇用・就業、経済的自立の支援	1	総合的な就労支援	① 福祉、教育、医療等から雇用への一層の推進のため、ハローワークやあいらいさ障害者就業・生活支援センターをはじめとする地域の関係機関が密接に連携して、職場実習の推進や雇用前の雇入れ支援から雇用後の職場定着支援までの一貫した支援を実施します。	C
74					② 障がい者雇用への不安を解消するため、トライアル雇用 [*] の推進等の取組を通じて、事業主の理解の促進を図ります。	C
75					③ 障がい者を雇用するための環境整備等に関する各種助成金制度を活用し、企業に対する支援を行います。併せて、そのノウハウの提供等に努めます。	D
76					④ あいらいさ障害者就業・生活支援センターにおいて、障がい者に対する就職に向けての準備支援を行うとともに、事業主に対して雇用管理に関する助言等を行います。	D

No.	体系		施策		具体的施策	評価
77	V	雇用・就業、経済的自立の支援	1	総合的な就労支援	⑤ 障がい者の身近な地域において、雇用、保健福祉、教育等の関係機関の連携拠点である、あいらいさ障害者就業・生活支援センターの機能の充実を図り、障がい者に対し就業面、生活面からの一体的な相談支援を実施します。また、地域の就労支援機関と連携しながら、継続的な職場定着支援を実施します。	D
78					⑥ 障がい者の職業能力の開発・向上の重要性に対する事業主や市民の理解を高めるための啓発に努めます。	C
79					⑦ 就労移行支援事業所等において、一般就労をより促進するため、積極的な企業での実習や求職活動の支援（施設外支援）等の推進を図ります。	D
80			2	経済的自立の支援	① 障がい者が地域で質の高い自立した生活を営むことができるよう、雇用・就業の促進に関する施策、年金・諸手当の給付及び各種の優遇措置並びに生活困窮者自立支援制度に関する情報提供を行うことにより、経済的自立を支援します。	B
81					② 市が所有・管理する施設の利用等に当たり、その必要性や利用実態を踏まえ、障がいのある利用者に対し、使用料等に対する減免等を行います。	A
82			3	障害者雇用の促進	① 障害者雇用率制度を中心に、引き続き障害者雇用の促進を図ります。	C
83					② 障害者雇用ゼロ企業をはじめ、法定雇用率を達成していない民間企業については、公共職業安定所（ハローワーク）による指導などを通じ、法定雇用率の達成に向けた取組を進めます。	D
84					③ ハローワークにおいて、雇用分野における障がい者に対する差別の禁止及び合理的配慮の提供に係る相談・通報等があった場合は、必要に応じて指導等を行います。	D
85			4	障害特性に応じた就労支援及び多様な就業機会の確保	① 精神障害、発達障害等の特性に応じた支援の充実・強化を図ります。また、採用後に障害を有することとなった人についても、円滑な職場復帰や雇用の安定のための施策を講じます。	C

No.	体系		施策	具体的施策	評価
86	V	雇用・就業、経済的自立の支援	4 障害特性に応じた就労支援及び多様な就業機会の確保	② 障害者優先調達推進法に基づき、本市における調達方針を策定し、本市が行う様々な調達内容を整理し、その中で障害者就労支援施設への調達が可能なものの優先購入（調達）を推進します。また、市が入札参加資格審査申請登録事業者等に対して委託をしている業務内容で、障がい者ができる業務がある場合、それを周知できる仕組づくりについて協議してまいります。更に当該施設が提供している物品、サービス等についても市から情報発信できるように努めます。	B
87			5 福祉的就労の底上げ	① 事業所の経営力強化に向けた支援、共同受注化の推進等、就労継続支援B型事業所等における工賃の向上に向け、官民一体となった取組を推進するなど、就労継続支援A型も含めた福祉的就労の底上げを図ります。そのための取組として、「介護の日」「福祉まつり」等の各種イベントにおいて就労継続支援事業所の参加促進を図ります。	C
88	VI	安全・安心な生活環境の整備	1 住宅の確保	① 市営住宅を新たに整備する際にはバリアフリー対応を原則とするとともに、既存の市営住宅の共用部分のバリアフリー化改修に継続して取り組み、単身入居を可能とするための取組を進めていきます。	B
89				② 新たなセーフティネット制度（民間賃貸住宅の空室や空き家を活用した、障がい者等の住宅確保要配慮者向け住宅の登録制度等）が創設されたことから、民間賃貸住宅等への円滑な入居を促進します。	E
90				③ 障がい者や民間賃貸住宅の賃貸人が行うバリアフリー改修等を促進するとともに、障がい者の日常生活上の便宜を図るため、日常生活用具の給付又は貸与及び用具の設置に必要な住宅改修に対する支援を行います。	B
91				④ 障がい者の地域における居住の場の一つとして、日常生活上の介護や相談援助等を受けながら共同生活するグループホームの整備を促進するとともに、重度障がい者にも対応した体制の充実や地域生活支援拠点等の整備を図ります。こうした取組と併せて、精神障がい者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築を進めていきます。	B

No.	体系		施策	具体的施策		評価
92	VI	安全・安心な生活環境の整備	1 住宅の確保	⑤	障がい者が安心して障害福祉サービス等を利用することができるよう、非常災害時における消防団や近隣住民との連携体制の構築を促進するとともに、建築基準法、消防法の基準に適合させるための改修費用や消火設備の設置費用の一部を助成すること等により、防火安全体制の強化を図ります。	B
93			2 移動しやすい環境の整備等	①	本市全体の公共交通の再編により運行事業者の業績改善を図ることで、障がい者の利用に配慮した車両の整備や導入に繋げ、駅やバス停等の段差解消をはじめとした、公共交通機関のバリアフリー化を推進します。	A
94				②	公共交通機関の旅客施設及び車両内において、障害特性に配慮した案内表示や情報提供の充実を推進します。	B
95				③	交通事業者等における障がい者に対する適切な対応の確保を図るため、教育訓練の実施等を促進します。	C
96				④	障がい者に対し個別的な輸送を提供するため、市の福祉有償運送に係る事業の普及促進を図ります。	B
97			3 アクセシビリティに配慮した施設、製品等の普及促進	①	バリアフリー法に基づき、不特定多数の者や主として高齢者、障がい者が利用する一定の建築物の新築時等における建築物移動等円滑化基準への現行の適合義務に加え、同法に基づく本市条例において義務付けの対象となる建築物の追加、規模の引下げ等、実情を踏まえ、バリアフリー化を促進します。	B
98				②	窓口業務を行う庁舎については、バリアフリー法に基づく建築物移動等円滑化誘導基準に規定された整備水準の確保や既存施設の改修など、公共施設のバリアフリー化に積極的に取り組みます。	B

No.	体系		施策	具体的施策		評価
99	VI	安全・安心な生活環境の整備	3 アクセシビリティに配慮した施設、製品等の普及促進	③	公園等をはじめとした公共施設の整備に当たっては、安全で安心した利用のためバリアフリー法に基づく基準や支援制度により、出入口や園路の段差解消、高齢者や障がい者等が利用可能なトイレの設置等に継続して取り組みます。	B
100				④	日常生活製品等のユニバーサルデザイン化に関し、障がい者の利用に配慮した製品、設備等の普及のニーズがある場合、高齢者・障害者等配慮設計に関する標準化を推進します。	E
101			4 障がい者に配慮したまちづくりの総合的な推進	①	福祉・医療施設の市街地における適正かつ計画的な立地の推進、公園等との一体的整備の促進、生活拠点の集約化等により、バリアフリーに配慮し、障がい者が安心・快適に暮らせるまちづくりを推進します。	B
102				②	バリアフリー法に基づき市が定める重点整備地区内の旅客施設周辺等の主要な生活関連経路（駅、官公庁施設、病院等を相互に連絡する道路）において、公共交通機関等のバリアフリー化と連携しつつ、幅の広い歩道の整備や歩道の段差・傾斜・勾配の3改善、無電柱化、視覚障がい者誘導用ブロックの整備等について、継続して取り組みます。	A
103				③	バリアフリー法に基づき市が定める重点整備地区内の主要な生活関連経路を構成する道路において、歩行者等と車両が通行する時間を分離する歩車分離式信号、見やすく、分かりやすい道路標識等の整備を推進します。	A
104				④	障がい者が安全に安心して自動車を運転できるよう、信号灯器のLED化、道路標識の高輝度化・大型化等を推進します。	E

No.	体系		施策	具体的施策		評価	
105	VI	安全・安心な生活環境の整備	4	障がい者に配慮したまちづくりの総合的な推進	⑤	市街地等の生活道路における歩行者等の安全な通行を確保するため、区域(ゾーン)を設定して、最高速度30km/hの区域規制、路側帯の設置・拡幅、物理的デバイス*設置等の対策を効果的に組み合わせ、速度抑制や通過交通の抑制・排除を図ります。	A
106	VII	情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実	1	情報通信におけるアクセシビリティの向上	①	障がい者の情報通信機器及びサービス等の利用における情報アクセシビリティの確保並びに向上・普及を図るため、障がい者に配慮した情報通信機器及びサービス等の企画、提供を促進します。	C
107					②	情報通信機器等(ウェブコンテンツ(掲載情報)に関するサービスやシステムを含む。)の調達は、情報アクセシビリティの観点に配慮し、実施します。	C
108					③	障がい者に対するIT(情報通信技術)相談等を実施する障がい者ITサポートセンターの設置の促進等により、情報通信技術の利用及び活用の機会の拡大を図ります。	B
109			2	情報提供の充実等	①	聴覚障がい者に対して、字幕(手話)付き映像ライブラリー等の貸出し、手話通訳者や要約筆記者の派遣等を促進します。	A
110			3	意思疎通支援の充実	①	障害のため意思疎通を図ることに支障がある障がい者に対して、手話通訳者、要約筆記者の派遣、設置による支援を行うとともに、手話通訳者養成研修等の実施により人材の育成・確保を図り、コミュニケーション支援を充実させます。	B
111					②	情報やコミュニケーションに関する支援機器を必要とする障がい者に対して日常生活用具の給付を行います。	A
112					③	意思疎通に困難を抱える人が自分の意思や要求を的確に伝え、正しく理解してもらうことを支援するための絵記号等の普及及び理解の促進を図ります。	D

No.	体系	施策	具体的施策	評価
113	VII 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実	3 意思疎通支援の充実	④ 手話通訳者を本庁長寿・障害福祉課に常駐配属します。	A
114		4 行政情報のアクセシビリティの向上	① 市民の利用のしやすさに配慮した行政情報の電子的提供の充実に取り組むとともに、公的機関におけるウェブアクセシビリティの向上等に向けた取組を促進します。	B
115			② 災害発生時又は災害が発生するおそれがある場合に障がい者に対して適切に情報を伝達できるよう、民間事業者等の協力を得つつ、障害特性に配慮した情報伝達の体制の整備を促進します。	B
116			③ 障害福祉施策に関する情報提供及び緊急時における情報提供等を行う際には、知的障がい者等にも分かりやすい情報の提供に努めます。	C
117	VIII 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止	1 権利擁護の推進、虐待の防止	① 障害者虐待防止法に関する積極的な広報・啓発活動を行うとともに、同法の適切な運用を通じ、障害者虐待の防止及び養護者に対する相談等の支援に取り組みます。	B
118			② 障がい者本人に対する意思決定支援を踏まえた自己決定を尊重する観点から、意思決定支援ガイドラインの普及を図るとともに、成年後見制度の適切な利用の促進に向けた取組を進めます。	B
119			③ 当事者等により実施される障がい者の権利擁護のための取組を支援します。	B
120			④ 障がい者に対する差別及びその他の権利侵害を防止し、その被害からの救済を図るため、相談体制の充実等に取り組むとともに、その利用の促進を図ります。	B
121		2 障害を理由とする差別の解消の推進	① 障害者差別解消法の基本方針、対応要領及び対応指針に基づき、障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止や障がい者に対する必要かつ合理的な配慮（合理的配慮）の提供を徹底するなど、障害を理由とする差別の解消に向けて着実に取組を進めるとともに、事業者が適切に対応できるよう普及啓発を図ります。	D

No.	体系		施策	具体的施策	評価		
122	VIII	差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止	2	障害を理由とする差別の解消の推進	②	障害者差別解消法及び同法に基づく基本方針に基づき、社会的障壁の除去の実施についての合理的配慮を的確に行うため、技術進歩の動向を踏まえつつ、ハード面でのバリアフリー化施策、情報の取得・利用・発信におけるアクセシビリティ向上のための施策、職員に対する研修等の環境の整備の施策を着実に進めます。その際、各施策分野の特性を踏まえつつ、当該施策分野における環境の整備に係る具体的な考え方等を指針等において具体化するなど、施策の円滑な実施に配慮します。	B
123					③	地域における障害を理由とする差別の解消を推進するため、県とも連携しつつ、市における対応要領の策定及び障害者差別解消支援地域協議会の組織の促進に向けた取組を行います。	B
124					④	障害者差別解消法の意義や趣旨について幅広い市民の理解を深めるため、各種の広報・啓発活動を展開します。	C
125					⑤	鹿児島労働局及びハローワークから、雇用分野における障がい者に対する差別の禁止及び合理的配慮の提供に係る相談・通報等があった場合は、必要に応じて指導等を行います。	E
126					⑥	心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律の対象者の社会復帰の促進を図るため、同法対象者に対する差別の解消を進めます。	D
127	IX	防災、防犯等の推進	1	防災対策の推進	①	水害・土砂災害時に要配慮者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び訓練を実施します。	B
128					②	障がい者や福祉関係者等の参加及び防災関係部局と福祉関係部局の連携の下での、地域防災計画等の作成、防災訓練の実施等を行い、災害に強い地域づくりに努めます。	A
129					③	自力避難の困難な障がい者等が利用する要配慮者利用施設が立地する土砂災害のおそれのある箇所において、砂防堰堤等の施設整備等及び危険な区域の明示等のハード・ソフト一体となった土砂災害対策を重点的に行います。	A
130					④	災害発生時又は災害が発生するおそれがある場合に、避難行動要支援者名簿等を活用した障がい者に対する適切な避難支援やその後の安否確認を行うことができるよう、住民、自主防災組織、民生委員、介護・障害福祉サービス事業者等と連携を図り本市における必要な体制整備に努めます。	B

No.	体系		施策	具体的施策	評価	
131	IX	防災、防犯等の推進	1	防災対策の推進	⑤ 避難所、応急仮設住宅のバリアフリー化を推進するとともに、避難所において障がい者が必要な物資を含め、障害特性に応じた支援を得ることができるよう、始良市民間社会福祉事業所連絡会との連携を密にし、本市における必要な体制の整備に努めます。	B
132					⑥ 災害発生後にも継続して福祉・医療サービスを提供することができるよう、障害者支援施設・医療機関等における災害対策を推進するとともに、地域内外の他の社会福祉施設・医療機関等との広域的なネットワークの形成に取り組みます。	C
133					⑦ 火災や救急事案の発生時に聴覚・言語機能障がい者がいつでもどこからでも円滑な緊急通報を行えるよう、通信指令システム登録の普及を進めます。	B
134			2	復興の推進	① 地域の復興施策の企画・立案及び実施における、障がい者やその家族等の参画を促進し、地域全体のまちづくりを推進するため、事例集の作成・公表などの情報提供を行います。	C
135					② 住み慣れた生活環境から離れて避難生活を行っている障がい者に対する心のケア、見守り活動、相談活動等の取組の充実を図ります。	B
136					③ 被災地における雇用情勢を踏まえ、産業政策と一体となった雇用の創出、求人と求職のミスマッチの解消を図り、障がい者の就職支援を推進します。	C
137			3	防犯対策の推進	① ファックスやEメール等による緊急通報について、その利用促進を図るとともに、事案の内容に応じた迅速かつ的確な対応を行います。	E
138					② 警察職員に対し、障害及び障がい者に対する理解を深めるための研修の充実に取り組みます。	E
139					③ 警察と地域の障がい者団体、福祉施設、行政等との連携の促進等により、犯罪被害の防止と犯罪被害の早期発見に努めます。	B
140					④ 平成28年7月に発生した障害者支援施設における殺傷事件を踏まえ、障害者支援施設等を利用する障がい者が安心して生活できるように、防犯に係る安全確保のための施設整備や防犯に係る職員の対応に関する点検等の取組を促進するとともに、関係機関や地域住民等と連携し安全確保体制の構築を図ります。	E

No.	体系		施策	具体的施策		評価
141	IX	防災、防犯等の推進	4 消費者トラブルの防止及び被害からの救済	①	消費者トラブルの防止及び消費者としての利益の擁護に資するよう、必要な情報提供を行うとともに、障がい者及び障がい者に対する支援を行う者の各種消費者関係行事への参加の促進、研修の実施等により、被害の防止に努めます。	B
142				②	障がい者団体、消費者団体、福祉関係団体、行政等地域の多様な主体の連携により、障がい者等の消費者被害防止のための見守りネットワーク（消費者安全確保地域協議会）の設置に努めます。	C
143				③	市消費生活センター等における障がい者の状況に合わせた消費者相談の受付や相談員等の障がい者理解のための研修の実施等の取組を促進することにより、障害の特性に配慮した消費生活相談体制の整備を図ります。	B
144		行政等における配慮の充実	1 行政機関等における配慮及び障害者理解の促進等	①	各行政機関等における事務・事業の実施に当たっては、障害者差別解消法に基づき、障がい者が必要とする社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮（合理的配慮）を行うとともに、ソフト・ハードの両面にわたり、合理的配慮を的確に行うために必要な環境の整備を行います。	D
145				②	市職員等に対する障がい者に対する理解を促進するため、外見からは分かりにくい障害の特性、求められる配慮等を含めて必要な研修を実施し、窓口等における障がい者への配慮の徹底を図ります。	C
146				③	行政情報の提供等に当たっては、アクセシビリティに配慮したICTをはじめとする新たな支援技術の利活用について検討を行い、利活用が可能なものについては積極的な導入を推進するなど、アクセシビリティに配慮した情報提供に努めます。	C
147			2 選挙等における配慮等	①	郵便等や指定病院等における不在者投票など、選挙の公正で適切な実施や障がい者の投票の機会の確保に努めます。また、障がい者自らの意思に基づき円滑に投票できるよう、代理投票の適切な実施等に取り組めます。	A